

## 平成 25 年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について

〔平成 24 年 4 月 3 日〕  
閣 議 決 定

最終改正 平成 26 年 2 月 14 日

- 1 社会保障・税一体改革において国民負担をお願いする中、政府としても、公務員総人件費削減など自ら身を切る改革を実施する必要がある。その一環として、平成 25 年度の国家公務員の新規採用について、以下の基本方針に基づき、厳しく抑制することとする。

(基本方針)

- (1) 内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の国家公務員（任期の定めのある職員及び自衛官を除く。）に係る平成 25 年度の新規採用者数については、平成 21 年度に比べ、全体として約 5 割の抑制を行うこととし、各府省ごとの採用者数の上限値は、総務大臣が決定する。
  - (2) ただし、厳しい採用抑制方針を基本としつつも、平成 25 年度の定員審査等の結果、真に必要と認められる場合に限り、追加の採用について検討することとする。
- 2 任期の定めのある職員の採用は、人件費の抑制に配慮しつつ、定員の範囲内で、適切に行うものとする。
- 3 以下のときは、上記 1 (1) に基づく上限値とは別に、各府省において採用を行うことができるものとする。
    - (1) 平成 24 年度の新規採用者数の実績が、「平成 24 年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について」（平成 23 年 6 月 17 日閣議決定）に基づき総務大臣が決定した上限値を下回った場合であって、その下回った数の範囲内で、採用を行うとき
    - (2) 公安職俸給表又は医療職俸給表の適用を受ける職員（これらに準じる職種であって、短期間で離職する職員の数の割合が高いものに属する職員として総務大臣が指定する職種を含む。）であって、平成 21 年度以降に新規採用された者（任期の定めのある職員を除く。）が平成 24 年度ないし平成 25 年度中に離職（出向を除く。）した場合であって、その職員の数の範囲内で、採用を行うとき

- (3) 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成25年法律第82号）附則第3条の規定に基づき、機構の職員である者のうちから、原子力規制委員会職員の採用を行うとき
- 4 平成26年度の新規採用については、国家公務員の雇用と年金の接続等に係る検討を踏まえ、その取扱いを検討するものとする。
- 5 人事院及び会計検査院に対し、各機関の特質等にも留意しつつ、1ないし3に準じた取組を行うよう求める。